平成２４年（フ）第１５４３号
福岡市早良区百道浜４丁目１番４―503号
破産者　舩津　泰彦
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第５０号
秋田県大館市字大町68番地
破産者　横井八重子
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第１１２号
山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲1017番地
破産者　芳賀　有加
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２１７９号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目69番地１　アーバンハウスＢ101号
破産者　森藤　正之
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７６２号
福岡市博多区吉塚２丁目８番29号
破産者　菅野　清子
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８０９号
福岡市中央区高砂２丁目８番17号
破産者　濱田　貴士
1　決定年月日　平成25年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２７２号
札幌市白石区南郷通12丁目南２番17号　サファリハイツ201号
破産者　大田　幸代
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９４号
札幌市清田区美しが丘５条５丁目８番28号
破産者　山本　憲哉
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６６９号
仙台市青葉区愛子東１丁目15番23号
破産者　五十嵐　徹
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８１８号
仙台市若林区土樋８番地　パルメゾン土樋608
破産者　尾形　　仁
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１５４号
栃木県小山市大字羽川130番地１
破産者　加藤　孝明
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第７３７号
埼玉県三郷市栄５丁目184番地、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野２丁目１番13号
破産者　荒口　隆志
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
東京都墨田区亀沢４丁目14番16―704号　パセオ・ラルゴ
破産者　小股　雅晴
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第６２８号
兵庫県加古川市別府町西脇129番地の１　十八荘101号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町宮西１丁目７番18号
破産者　中元　峰雄
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１１８０号
広島市安佐南区山本５丁目45番21―１号
破産者　長田富久美
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１８１号
広島市安佐北区亀山南４丁目19番６―301号
破産者　長田　鈴子
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８３９号
福岡市南区大平寺１丁目52番12号
破産者　中尾水産こと　増山　富蔵
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２９号
大分市西新地１丁目１番17―802号　ルネスリバーコート
破産者　佐藤　忠雄
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３９４号
大分市萩原１丁目18番27号　パレ・ドール萩原806
破産者　野田　高志
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５７号
京都府亀岡市余部町清水66番地15
破産者　西口　照之
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係